

2 佐藤英行議員



- 1 旧岩内駅前地区の再開発について
- 2 岩内町における文化財について
- 3 泊原子力発電所から排出されているトリチウムについて
- 4 岩内町における悪性新生物原因の標準化死亡比について
- 5 平成27年度予算における特別職報酬等について

1 旧岩内駅前地区の再開発について

平成27年第1回定例会にわたり、私から5点の一般質問をいたします。

町長においては、意のある答弁を求めます。

まず最初に、旧岩内駅前地区の再開発についてであります。

旧岩内駅前地区は現在、中央バスターミナルを中心として、道の駅・岩内地方文化センター・いわないマリパーク・木田金次郎美術館・タラ丸市場・岩内商工会議所、そしてタラ丸市場駐車場・美術館駐車場・文化センター駐車場、及び西側には復活北海盆踊りなどイベントに利用されている広場があります。

道の駅については、新しい道の駅が求められており、またタラ丸市場においては、関係者の努力で維持しておりますが、もっと多くの観光客を呼び込むための品揃え、企画が求められているところでもあります。

また、岩内商工会議所会館の老朽化も進んでおります。

木田金次郎美術館に訪れる団体客の大型バスを駐車するスペースは少なく、とすれば普通乗用車が止まって、バスが止まれない状況も見受けられます。

そのことを踏まえ、質問します。

文化センター西側広場からタラ丸市場までを、岩内はもとより岩宇4町村の水産物加工品・農畜産物を扱い、木田美術館を中心とした、絵の町岩内をアピールし、美味しい地場の食事を用意する、駐車場も再編し、バスターミナルの位置も観光客の動線を考えていく、このようなエリアにすることへの再開発が求められていると考えますが、見解を求めます。

【答 弁】
町 長：

佐藤議員からは、5点にわたるご質問であります。

2点めにつきましては、教育委員会からご答弁申し上げ、私から4点についてお答えいたします。

旧岩内駅前地区の再開発についてであります。

旧国鉄岩内駅周辺地区は、国鉄岩内線廃止後、港町としての風上を生かした景観を形成すべく、マリンプラザ構想を策定し、たら丸館を拠点として、木田金次郎美術館の建設やたら丸市場を開設するなど中心市街地に観光客の誘致を図り、近隣商店街へと波及するよう整備してきたところであります。

しかし、たら丸館においては、施設が手狭なことや駐車場やトイレが一体となっていないこと、たら丸市場につきましては、出店者数が減少している状況にあります。

また、たら丸館やたら丸市場、木田金次郎美術館さらには商店街など、それぞれが旧岩内駅周辺地区に点在していることから、各施設間における連動性が希薄となり、中心市街地における集客効果が課題となっているところであります。

こうした中、昨年11月、まち・ひと・しごと創生法が制定され、人口の現状と将来の姿を示す長期ビジョンと目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたところであります。

この法律では、都道府県・市町村においても、各地域の人口の将来展望を提示した地方人口ビジョンと、このビジョンを踏まえた地方創生のための目標基本的方向、計画的に実施するために必要な事項を定めた、地方版総合戦略の策定が努力義務として規定されており、この戦略に基づく各種の対策への国の支援が定められております。

このため、旧岩内駅前地区の再開発につきましては、町の観光振興全体の観点から、地方版総合戦略の中で、岩内観光協会や岩内商工会議所などの関係団体とも連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

2 岩内町における文化財について

岩内町における文化財についてであります。

平成27年度町政執行方針に、芸術・文化の推進に努めてまいります。また、教育執行方針では、社会教育の主要施策で、芸術・文化の振興を方針としています。

岩内町は北海道でも歴史の古い町ですが、昭和29年の岩内大火で多くの方々が被災しました。また同時に多くの文化財も焼失しました。しかしながら残った文化財もまだまだあると思います。しかしこのままでは埋もれている文化財も滅失してしまいます。

そこでお伺いします。

現在の岩内町指定の文化財の名前と、件数及び指定された時期は。

岩内町として、文化財となる有形無形の対象物はないのか。

文化財とするためには、どのような手順化があるのか。

文化財となった場合、どのような管理が必要なのか。

お尋ねします。

【答 弁】

教育長：

岩内町における文化財については、私からお答えいたします。

1 項めは、岩内町指定の文化財の名前と件数および指定された時期についてであります。

岩内町指定文化財につきましては、岩内町文化財保護条例に基づき決定しているところであり、有形文化財、無形文化財、民族文化財、史跡名勝天然記念物それぞれの区分のうち、有形文化財は2件、無形文化財は1件の計3件を指定しているところであります。

この3件の名称および指定の時期につきましては、有形文化財の1件めは、帰厚院の阿弥陀如来大仏像指定日は昭和44年7月1日、2件めは一本柳、指定日は昭和47年11月3日となっております。

また無形文化財は、岩内赤坂奴保存会、指定日は昭和58年7月5日となっております。

2 項めの、文化財となる有形無形の対象物はないのかと、3 項めの、文化財とするための手順化については関連がございますので、合わせてお答えいたします。

岩内町指定文化財と指定するためには、教育委員会からの諮問に応じて開催される、岩内町文化財保護審議会の意見を聞くこととされ、その答申に基づき、教育委員会が決定しているところであります。

現在、文化財指定されている3件以外で、岩内町指定文化財の検討にあたっては、過去に教育委員会として調査を実施した経緯はありますが、個人の所有ということで、諮問に至らなかったところであります。

岩内町には、歴史的価値のある文化財は多く残されていると認識しているところでありますが、町の文化財指定にあたっては、その重要性や有効性を慎重に調査する必要があるとあり、また有形の場合、所有者の同意を得ることが指定の条件となりますので、これらを含めた中で、町指定への事務を取り進めているところであります。

4 項めは、文化財となった場合、どのような管理が必要なのかについてであります。

岩内町文化財保護条例においては、有形文化財、無形文化財などの区分ごとに、管理及び保存に関する規定を設けており、その中で有形文化財では、所有者の管理義務を明確にしていることをはじめ、修理を必要とする場合は、町が予算の範囲で補助金を交付することができるとしている他、文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をする時は、教育委員会の許可を受けなければならないなど、所有者と町及び教育委員会の責務を規定する中で、適切な管理が行われております。

なお、一本柳の管理につきましては、毎年度、維持管理費を予算措置し、枝の剪定を実施しているところであります。

また、無形文化財につきましては、も、伝承者の養成に関する必要事項を明記している他、教育委員会が保存のための必要な助言を行うことができるなど有形文化財同様に、保存に関する規定を設けているところであります。

いずれにいたしましても、町指定文化財の管理については、歴史的に重要な文化財として将来にわたり、その存在価値を継承していくために、適切な保存管理が必要であるとともに、その価値を多くの方知ってもらうことも

重要と考え、情報発信の充実に務めてまいります。

< 再 質 問 >

岩内町における文化財の関係であります。

岩内町においては、育まれてきた文化・歴史・産業・景観等の資源を地域の魅力として捉え、地域自身を見直すことができればと思います。各地区では今、昔からある、ありのままの風景を楽しみながら歩くフットパスも広がっております。また、現在、岩内マイスターを募集してはいますが、その中でやはり発掘された文化財が有効な役割をするものと考えます。

確かに所有者のご理解が必要ではありますが、管理保存の費用を全額負担するなどを行い、眠っている文化財を積極的に指定に向けていかなければならないと考えますが、見解を伺います。

【答 弁】

教育長：

岩内町における文化財についての再質問であります。

岩内町には、歴史的価値のある文化財は多く残されておりますので、今後はこれらの文化財について町の指定に向けてその重要性や有効性、また指定への必要性、更には個人所有の場合は、保存にかかる経費なども十分考慮し、慎重に調査を進めながら文化財の保存に努めてまいります。

3 泊原子力発電所から排出されているトリチウムについて

泊原子力発電所から排出されているトリチウムについて。

2014年10月18日北海道新聞に、福島で大量貯蔵トリチウム、泊原発海に放出過去25年、計570兆ベクレル問題視も、の見出しの記事がありました。

トリチウムは3重水素と呼ばれ、水素の放射性同位体です。

半減期は12.3年で、ベータ崩壊するがごく弱いベータ線しか出さないので、外部被ばくはほとんど問題にならないとされていました。しかし、体内に取り込まれたトリチウムの場合、そのエネルギーが低く、飛ぶ距離も短いがゆえに、ベータ線が遺伝子を傷つけるのに非常に効果的に作用し、危険性があるとの指摘もされています。

泊原発は、1号機、1989年営業運転を開始してから、2012年までの22年間で571兆ベクレルを環境に放出しています。1号から3号機が停止している現在も環境放出しています。

東京電力福島第一原発では、処理施設で除去が困難とされるトリチウムの膨大な量が現地で貯蔵されていますが、泊原発は海に環境に放出しています。

そこでお伺いします。

町長はトリチウムが健康に及ぼす影響をどのように考えているのか。

北電にトリチウム除去装置を取り付けさせるべきと考えるがいかがか。

お伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

泊原子力発電所から排出されているトリチウムについて、2項目のご質問であります。

1項めは、トリチウムが健康に及ぼす影響についてであります。

トリチウムについては、ご質問にありますとおり水素の同位体の一つであり、水素と同じ科学的性質を有し、半減期は12.3年で、極めて弱いエネルギーの放射線・ベータ線を放出しています。

トリチウムは自然界に存在し、宇宙から降り注ぐ放射線が空気中の窒素や酸素と反応して、日々生成され、水蒸気や雨水、海水に含まれており、このため、人体や魚介類等の生物に摂取されても水分として絶えず入れ替わり、蓄積されず排出されるとのことです。

また、トリチウムから放出される放射線のエネルギーは非常に小さいため、人体に受けてもほとんど影響はなく、さらに体内に取り込まれた際の内部被ばくについても、トリチウムは蓄積しないため、健康への影響は小さいとされているところであります。

2項めは、北海道電力に、トリチウム除去装置を取り付けさせるべきのご質問であります。

トリチウムについては、多くは水の形態で存在するため、水とトリチウムの分離が困難とされております。

しかし、科学技術等の進歩により、物質の蒸気圧の違いにより分離する水蒸留法や、触媒を用いて水素原子の置換反応を行う水素交換法など、トリチウムの除去技術の研究が鋭意に進められているところであり、一日も早く技術が確立されることを期待するとともに、こうした研究成果を踏まえた国等における今後の対応を注視してまいります。

< 再 質 問 >

泊原子力発電所から排出されている、トリチウムの関係であります。

トリチウムは水分として絶えず入れ替わり、蓄積されず排出と答弁されていますが、トリチウムは水の水素に置き換わって水分子の中に存在します。水に取り込まれると藻類、海草、甲殻類、そして魚類などの水生生物に集中して蓄積されるとしています。

人間の体は、60から70%が水で構成されていて、トリチウムが有機化合物に入った形になると人体にも吸収されやすく、細胞核の中にも入りやすくなり、長期にわたってとどまることが指摘されています。

原発から放出される放射性物質の量は、各原発の保安規定で年間の放出管理目標値を定めて管理しています。ただし、液状のトリチウムは、放出管理目標値は定めていなく、目安として放出管理基準値を定めています。

先程答弁の中にありました、トリチウムの分離が困難と、そういうことが理由なのかどうかお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

泊原子力発電所から排出されるトリチウムが放出管理目標値ではなく、管理基準値であるのは、トリチウムの除去が困難なことが理由なのかについてであります。

トリチウムについては、気体廃棄物と液体廃棄物があり、気体廃棄物については、国の評価指針において、ベータ線による実効線量はガンマ線に比べて小さいことから、線量評価の対象としなくても、指針の目的を十分達成することから、放出管理基準値は定めていないとのことでもあります。

一方、液体廃棄物のトリチウムについては、発電用原子炉の線量目標値に関する指針等で定められている数値を十分下回るように、泊発電所の保安規定において、放出管理基準値を定め、国の認可を得て管理しているとのことでもあります。

< 再々質問 >

泊原子力発電所から排出されているトリチウムについてであります。先程の答弁では、液体廃棄物のトリチウムについては、放出管理基準値を定め管理しているということですが、加圧水型である泊原発のトリチウムの放出管理基準値は、 1.2×10^4 乗に対し、沸騰水型である女川原発のそれは 1.11×10^3 乗であり、膨大なトリチウムを排出する6ヵ所村の再処理工場では、基準値すらありません。つまり発生するトリチウムを逆算して基準値を決めたと、このように言われても仕方がないのではないかという判断をいたします。すでに廃炉となっている減速剤が重水の新型転換炉ふげんには、トリチウムを処理する装置がありました。装置自体の費用が7億円、処理費は1トンあたり2,000万円と言われております。

京都大学原子炉実験所の小出裕章助教はその著書で、費用はかかるが、トリチウムの同位体濃縮技術はすでに確立されている。トリチウムを捕捉しない理由は、経費がかかるということだと言っています。

つまり技術はあるが、費用がかかりすぎるので設置しないことを言っているのです。

再度伺います。

北海道電力にトリチウム除去装置の設置を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

北海道電力に泊原子力発電所から排出されるトリチウムの除去装置を取り付けるよう求めるべきについてのご質問であります。

トリチウムについては、多くは水の形態で存在するため、水とトリチウムの分離が困難とされております。しかし、科学技術等の進捗により、物質の蒸気圧の違いにより分離する水蒸留法や、触媒を用いて水素原子の置換反応を行う水素交換法など、トリチウムの除去技術の研究が鋭意進められているところであり、一日でも早く技術が確立されることを期待するとともに、こうした研究成果を踏まえた国等における今後の対応に注視してまいります。

4 岩内町における悪性新生物原因の標準化死亡比について

岩内町における悪性新生物原因の標準化死亡比について。

北海道健康づくり財団は、北海道医師会長が代表で、北海道や市町村が出捐している総合的な健康づくりとプライマリ・ケアを重視した地域医療を推進し、もって地域住民の健康を保持、及び道民の福祉の向上に資することを目的とした公益財団法人です。

この北海道健康づくり財団が、昨年、北海道における主要死因の概要8を公表しました。この概要8は、2003年(平成15年)から2012年(平成24年)の10年間の各主要死因を市町村別標準化死亡比(SMR)として公表しております。標準化死亡比とは、人口10万人に対する死亡数を対象地域に当てはめたもので、我が国の平均を100として補正計算したものです。

概要8では、悪性新生物の標準化死亡比(SMR)は、全道平均で106.3で、1位が泊村152.7、2位が岩内町134.6となっております。

この悪性新生物とは、悪性リンパ腫や白血球、骨肉腫などと、がん(悪性腫瘍)を全部含めたことを意味します。

それでは過去はどうかと言いますと、概要8から20年前の概要II、1983年(昭和58年)から1992年(平成4年)までの10年間では、悪性新生物の標準化死亡比(SMR)は、全道平均が106.0泊村は22位117.8、岩内町は72位で北海道平均に近く107.8となっております。岩内町は20年間で、全道72位から2番めになったのです。SMRは107.8から134.6となっております。

平成27年度町政執行方針の保健対策の項で、がんの早期発見のため、各種がん検診率向上に努めてまいりますとありますが、20年間で悪性新生物によるSMRが上昇した原因を突き止め、その原因を解消することが保健対策となると考えます。

よって伺います。

SMRが上昇した原因は何と考えているのか。

上昇した原因、及びその保健対策を北海道に求めるべきと考えるが、見解を伺います。

【答 弁】
町 長：

岩内町における悪性新生物原因の標準化死亡比について、2項目のご質問であります。

1項めは、SMRが上昇した原因は何かと考えるかについてであります。

悪性新生物、いわゆるがんの要因については、喫煙、飲酒、野菜・果物不足、塩分の過剰摂取、肥満運動不足等の生活習慣や、ウイルスや細菌感染など、様々なものがありますが、平成25年度に実施した国民健康保険事業における、特定健康診査・特定保健指導の結果を分析すると、当町の特性としては、喫煙、飲酒、肥満、運動不足などの割合が国や道の平均値よりも高く、また平均寿命の延伸や高齢化率の影響も含め、こうしたことが当町のがん発症の大きな要因であると考えているところであります。

2項めは、SMRが上昇した原因、及びその保健対策を北海道に求めるべきではないかについてであります。

SMRが上昇した原因と対策を考えるにあたっては、今までも岩内保健所との定期的な会議や日頃の打ち合わせなどを通じ、情報の共有化を図りながら生活習慣の改善方策など、その保健対策に取り組んでいるところであります。いずれにいたしましてもがんによる死亡者を減少させていくためには、生活習慣の改善による、がんの発症予防と、検診によるがんの早期発見・早期治療が重要であることから、今後も地域の実情に応じたがん対策の推進に、北海道と連携・協力を図りながら取り組んでいます。

< 再 質 問 >

岩内町における悪性新生物原因の標準化死亡比についてであります。

先程答弁の中で、当町の特性として喫煙、飲酒、肥満、運動不足の割合が、国や道の平均値よりも高い、また、平均寿命も延伸、高齢化が大きな要因であるという答弁をいただきましたが、それであれば20年前と今言われたデータとの比較を教えてくださいたいと思います。

その比較がなければ、なぜSMRが上がったかどうか比較ができませんので、先程の答弁では答弁ということになっておりませんので、再度質問を求めます。

【答 弁】

町 長：

悪性新生物原因の標準化死亡比について、20年前と現在のデータとを比較し、上昇した原因を調査すべきとのご質問であります。

昭和58年から平成4までの10年間におけるSMRの数値が公表された当時は喫煙、飲酒、肥満、運動不足などの町の数値は調査しておりませんので平成15年から平成24年までのSMRの数値が上昇した原因を比較・分析することはできませんが、平成20年度から実施した、国民健康保険事業における特定健康審査、特定保健指導の結果の分析から当町のがん発症の大きな要因であるとお答えしたところであります。

< 再々質問 >

岩内町における悪性新生物原因の標準化死亡比についてであります。

最初の質問にありました、上昇した原因及びその保健対策を求めるべきだと考えるがについて答弁がありません。それは調べていない、つまりSMRの数值が上昇した原因を比較・分析することはできないという答弁ですが、この対策と原因を北海道にその究明を求め、その対策を求めていくという考えがあるのかどうか、伺います。

【答 弁】

町 長：

SMRが上昇した原因と対策を北海道電力に求めるべきではないかとのご質問であります。

先程もご答弁したとおり、SMRが上昇した原因とその対策を考えるにあたっては、今までも岩内保健所との定期的な会議や、日頃の打ち合わせなどを通じ、その改善方策に取り組んでおりますが、今後も更なる連携を深めていくことが、SMR上昇の原因の把握と、その保健対策に繋がるものと考えております。

5 平成27年度予算における特別職報酬等について

平成27年度予算における特別職報酬等について。

岩内町特別職報酬等審議会条例において、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額(以下、特別職の報酬等の額という)について審議をするため町長の附属機関として、岩内町特別職報酬等審議会(以下、審議会という)を置くとなっており、そして審議会は、特別職の報酬等の額に関して町長の諮問に応じ、当該特別職の報酬の額について審議し、意見を答申するものとするあり、町長は報酬審議会の答申を尊重し予算に反映し、議会で承認を得るものと考えます。

平成27年度予算に特別職の報酬等に関してお伺いします。

岩内町特別職報酬等審議会条例は、どのような理念で設定されたのか。

岩内町特別職報酬等審議会の委員いつ委嘱したのか。

会議は何回いつ開かれたのか。

平成27年度予算を組むにあたって、特別職の報酬額をどのように決定したのか。

以上、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

平成27年度予算における特別職報酬等について、4項目のご質問であります。

1項めは、報酬審議会等審議会条例はどのような理念で設定されたのかについてであります。

岩内町特別職報酬等審議会については、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額について審議することを目的に、地方自治法第138条の4の規定に基づく、町長の附属機関として、昭和46年度に設置されたものであります。

その目的としては、昭和39年5月28日付けの自治事務次官通知及び、昭和43年10月の自治省行政局長通知などにより、議会議員及び特別職の報酬等については、第三者機関の意見を聴くことにより、一層の公平正を期する必要があるとの判断から、この主旨を踏まえ条例を設定したところであります。

2項めの、岩内町特別職報酬等審議会の委員をいつ委嘱したのかについてと、3項めの、会議は何回いつ開かれたのかについては、関連がありますので合わせてお答えいたします。

岩内町特別職報酬等審議会条例第3条では、審議会の委員は7人をもって組織し、岩内町の住民のうちから町長が委嘱し、任期については、1年としていることから、任期が満了後は、審議会の開催時に合わせ委嘱をしております。

また、審議会の開催回数については、平成10年度以降ではこれまで6回開催され、直近では、平成19年11月に開催されております。

4項めは、平成27年度予算を組むにあたって、特別職の報酬額をどのように決定したのかについてであります。

特別職の給料等の予算につきましては、これまでどおり岩内町費特別職員の給与に関する条例の規定に基づく給料、期末手当などを平成27年度予算へ計上したところであります。

< 再 質 問 >

平成27年度予算における特別職報酬等であります。

特別職の報酬等を決めるのに、審議会に諮問する必要があるかどうかを町長が判断することは、町長の報酬額を含む、報酬の額の審議をする審議会の設定理念である先程言いました、特別職の報酬の一層の公正を期するために、第三者機関があるということを目的としているので、これに反しています。

改定する必要がある場合、諮問すると昨日も答弁しておりますが、必要かどうかを判断するのは岩内町特別職報酬等審議会であります。

毎年の予算に向けて審議会に諮問し、その答申を受けて予算に反映されるものであると考えます。その結果、前年と同額の場合もあるだろうし、変動する場合も考えられます。

平成27年度に入っても、審議会に諮問しないかどうかをお尋ねします。

【答 弁】

町 長：

平成27年度に入っても、審議会に諮問をしないのかどうかについてであります。

特別職報酬等審議会への諮問については、これまでも特別職の給料月額、改定の必要がある場合に限り、審議会へ諮問しているところであります。

こうしたことから、平成27年度においては、今後改定が必要と判断した場合には、審議会への諮問が必要になるものと考えております。

< 再々質問 >

平成27年度予算における、特別職報酬等についてであります。

昨日の大田議員の答弁にも、また先程の私の質問に対する答弁にも改定の必要がある場合に限り、諮問をするという答弁ですが、よく聞いてください。

議員や首長など特定の特別職の報酬等は条例の制定により、自分で自分の給与等を決定することが可能であるから、お手盛りを避けるためにも、第三者の中立機関として特別職報酬等審議会があるわけです。現状維持であるからと考えるから諮問しないということもお手盛りの一種であります。

だからこそ、特別職の報酬等は、特別職の退職手当の額も含めて審議することだと私は考えてます。

このような内容を考えると、今までの町長の答弁が、いかにこの報酬等審議会の理念に反するか、つまりこのようなことがないように報酬審議会条例をつくったと解すべきであります。

見解を求めます。

【答 弁】

町 長：

報酬等審議会の中で、特別職の退職手当の額を含めて審議するべきではないかについてであります。

特別職報酬等審議会条例については、昭和39年事務次官通知などに基づき設置されており、その通知の中では、議員の報酬、町長及び副町長の給料月額を改定する条例を議会に提出しようとする時に、審議会に意見を聞かなければならないとされております。

こうしたことから本町の条例におきましては、あくまでも給料月額の改定が必要な時に、審議会へ諮問することとされていることから、この規定に基づき対応しているところであります。

なお、退職手当については、国からの通知の中でも審議の対象とされておりません。